

対象事業所一覧

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」）に規定する、以下の事業又は施設を運営する渋谷区内の事業所へ従事している場合に、補助対象となります。

1	訪問介護
2	訪問入浴介護
3	通所介護
4	通所リハビリテーション
5	短期入所生活介護
6	短期入所療養介護
7	特定施設入居者生活介護
8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
9	夜間対応型訪問介護
10	地域密着型通所介護
11	認知症対応型通所介護
12	小規模多機能型居宅介護
13	認知症対応型共同生活介護
14	地域密着型特定施設入居者生活介護
15	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
16	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
17	介護老人福祉施設
18	介護老人保健施設
19	介護医療院
20	介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業（訪問型サービス）
21	介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業（通所型サービス）